

1983年度研究所記事

組 織 研究所第2期(1983・'84年度)の組織が、5月11日の教授会において、次の通り承認決定された。

所 長	教 授	二 宮 淳一郎 (人類史)
研 究 員	〃	賀 川 光 夫 (考古学)
〃	〃	林 章 (東洋史)
〃	〃	岩 尾 秀 樹 (美術)
〃	〃	岩 男 順 (美術史)
〃	助教授	坂 田 邦 洋 (人類学)
〃	講 師	仲 嶺 真 信 (美術史)
運 営 委 員	教 授	工 藤 茂
〃	〃	後 藤 重 巳
〃	講 師	染 矢 正 一
〃	教 授	二 宮 淳一郎
〃	〃	岩 尾 秀 樹
事 務 長		白 井 昭 一

研 究 会 研究所における研究会が次のように実施された。

第1回 5月25日

仲嶺 真信：

「竜門・鞏県・莫高窟」

第2回 7月13日

二宮淳一郎：

「私の方法論—自然と社会の接点」

第3回(公開) 11月9日

二宮淳一郎：

「長江流域と人類起源」

— 安徽和県竜潭洞を訪ねて

林 章・仲嶺 真信

「中国石窟芸術について

— 莫高窟・竜門石窟・鞏県石窟を中心に」

海外調査 本年度海外調査を次の通り実施した。

I 研究課題： 中国仏教美術史の研究

本年度研究計画に基づいて、研究所研究員を中国に派遣し、敦煌莫高窟・竜門石窟・鞏県石窟等における仏教美術様式の調査研究を中心に、あわせて中国仏教美術史における外来と固有文化の融合受容の実態を明らかにする目的をもって調査研究を実施した。

その概要は、次のとおりである。

2 派遣研究員：

林 章・仲嶺 真信 2名

3 期 間：

昭和58年8月1日より同18日まで 18日間

4 行 程：

月/日	曜	発着地	現地時間	見 学 地 等	宿泊地
8/1	月	大阪発	11:10		
		北京着	13:30	北京：天壇	北 京
2	火			北京：臥仏寺・碧雲寺・円明園遺址・北京国立図書館	北 京
3	水			北京：中国歴史博物館・故宮博物院・雍和宮	北 京
4	木	北京発	7:55		
		蘭州着	14:40		蘭 州
5	金			蘭州：積石山炳靈寺石窟	蘭 州
6	土	蘭州発	7:25		
		敦煌着	10:50	敦煌：莫高窟・敦煌文物研究所	敦 煌
7	日			敦煌：莫高窟	敦 煌
8	月			敦煌：莫高窟	敦 煌
9	火			敦煌：沙州故城・敦煌博物館	
		敦煌発	11:40		
		蘭州着	18:00		蘭 州
10	水			蘭州：甘肅省博物館	
		蘭州発	15:00		
		西安着	16:30		西 安
11	木	西安発	8:00		
		洛陽着	15:40	洛陽：白馬寺	洛 陽
12	金			洛陽：竜門石窟（潜溪寺洞・賓陽洞）・関帝廟	洛 陽
13	土			洛陽：竜門石窟	洛 陽
14	日			洛陽：竜門石窟	洛 陽
15	月	洛陽発			
		鞏県着		鞏県：鞏県石窟	鞏 県
16	火	鞏県発		洛陽：漢魏洛陽故城・洛陽博物館・王城公園内漢墓	
		洛陽着		洛陽	
17	水	洛陽発	2:40		
		上海着	22:40		上 海
18	木	上海発	11:15		
		長崎着	14:00		

海外交流 中国科学院古脊椎動物・古人類研究所より、1983年8月19日同研究所を訪れた二宮淳一郎所長を通じて、本研究所に対して次のように北京原人化石および遺物の模型9点が寄贈された。

北京原人	下顎骨	1
〃	大腿骨	1
〃	上腕骨	1
〃	左上内側門歯	1
〃	左上第二小白歯	1
〃	左下第一白歯	1
北京原人使用石器		3

なお、すでに同様寄贈を受けている模型は次の通り。

ラマピテクス	下顎骨	1
シワピテクス	下顎骨	1
北京原人	第VI頭骨	1

別府大学アジア歴史文化研究所規則

(目 的)

第1条 別府大学アジア歴史文化研究所（以下研究所という）は、アジア諸地域の人文・社会・自然に関する調査研究を推進するとともに、関連機関との交流を深め、あわせて別府大学における研究と教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第2条 研究所は、その事業を達成するために、次の事業を行う。

1. 調査研究の推進
2. 関連機関との交流
3. 各種資料の収集・整理・保管ならびにその利用
4. 研究成果等刊行物の発行
5. 研究会・講座等の開催
6. その他研究所の目的にそつ事業

(運 営)

第3条 研究所に、研究所長・研究員および事務職員をおく。

2. 研究所長は、別府大学教授会の議をへて、学長が任命する。その任期は2年とし再任をさまたげない。
3. 研究所長は、研究所を統轄する。
4. 研究員は、別府大学教授会の議をへて、学長が委嘱する。その任期は2年とし、再任をさまたげない。
5. 研究員は、研究所長のもとで、第2条に定める調査研究ほかの業務を分担する。
6. 事務職員は、研究所長のもとで、第2条に定める事業を遂行するための支援業務を分担する。

(審 議)

第4条 研究所に、運営委員会を設ける。

2. 運営委員会は、研究所の運営に関する事項について審議する。
3. 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(研 究 生)

第5条 研究所に、研究生を置くことができる。

2. 研究生に関する事項は、別府大学文学部研究生規定を準用する。

付則 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

別府大学アジア歴史文化研究所運営委員会規程

第1条 別府大学アジア歴史文化研究所規則第5条に定める研究所運営委員会の構成ならびにその業務は、この規程による。

第2条 別府大学アジア歴史文化研究所運営委員会（以下「委員会」という）は、次に掲げる者をもって構成される。

1. 研究所長および研究員若干名
2. 別府大学教授会の議をへて、学長により委嘱される専任教員若干名

第3条 委員会議長には、研究所長があたる。

第4条 委員会は、研究所の目的にそって、その正常な運営と充実を図るため、次の事項を審議する。

1. 調査研究の推進
2. 関連機関との交流
3. 各種資料の収集・整理・保管ならびにその利用
4. 研究成果等刊行物の発行
5. 研究会・講座等の開催
6. 予算の編成ならびに運用
7. 施設設備の設置ならびに管理運用
8. 将来の計画
9. 研究生
10. その他研究所に関する事項

第5条 委員会は、研究所長がこれを招集する。

付則 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。